

1 - (3) 申込みから利用までの流れ

1

基本情報



①希望する保育園等を決める

- ◆ 通園できる範囲で、利用したい順に選んでください（希望順位による優先はありません）。
- ◆ 保育園などにより、利用できる年齢や保育時間および延長保育料等が異なります。
別冊「保育園等一覧」を必ずご確認ください。
- ◆ ホームページで保育園等の空き状況を掲載しています。希望する保育園等に空きがない状況でも急遽空きが生じる場合があるため、空きの有無に関わらずお申込みください。

空き状況表 ▶
1月・2月・4月1次利用調整分を除く。
11月利用調整分は10月3日に公開。
12月利用調整分は10月26日に公開。
4月2次利用調整分は2月12日に公開。



LINE（保育園を探す）▶



②保育園の見学をする（推奨）

- ◆ 希望する保育園が決まったら、申込み前に見学することをお勧めします。
- ◆ 保育園の見学については、各施設に直接お問い合わせください。



③必要な書類を準備し、申請する＜各月の締切日 17時 15分まで＞

- ◆ 必要書類は世帯（保護者）の状況により異なります。必ず P.16 ～ 19 をご確認ください。
- ◆ 各月の申込締切日の受付時間までに受理した申込みが利用調整の対象になります（P.10 ～ 11 参照）。
- ◆ 提出された書類は返却できません。必要な分は予めコピーをお取りください。オンラインからご申請された場合は、受付完了メールにご申請内容が記載されております。印刷してご利用ください。
- ◆ 児童の発達や健康状態に心配がある方は、保育課保育支援係で個別にご相談をお受けしています。
- ◆ 保育園を利用するには、保育の必要性の認定を受けることが必要です。

提出された書類（『就労証明書』等）は、保育の必要性の認定と利用調整の審査の双方に使用します。

注 提出書類に不備や不足がある場合、調査・確認のために家庭や職場へ電話等をすることがあります。

必要書類確認フォーム▶



4月1次申込みは10月中の提出にご協力ください。

オンライン申請▶



④利用調整（選考）

- ◆ 指数の高い児童から内定します。抽選や先着順ではありません。
- ◆ 選考基準については、練馬区保育実施基準表（P.44 ～ 48）をご確認ください。



⑤結果発表＜23日頃＞

- ◆ 内定した場合には、入園月の前月 23 日頃に保育課入園相談係から原則電話で連絡します（4 月入園を除く）。非内定の場合には、電話での連絡は差し上げておりません。
- ◆ 4 月入園の 1 次利用調整のみ、利用調整の結果を全員に文書で通知します。
- ◆ 保育指数を著しく下げたいことを希望する期間中を除き、内定の有無にかかわらず、児童ごとに保育の必要性を認定した『教育・保育給付認定通知書』を送付します。

内定の場合



⑥面接・健康診断＜24日頃～月末＞

- ◆ 内定した保育園等で、面接・健康診断を行います。
- ◆ 面接・健康診断で集団生活ができないと判断された場合は入園できません。
- ◆ 入園月の1日までに面接・健康診断を受けていない場合、内定取消しになる可能性があります。



⑦利用契約・入園（利用開始）＜翌月1日から＞

- ◆ 入園直後は慣れ保育を行います（P.53「よくある質問」参照）。
- ◆ 保育園等に内定した場合、入園月の末日までに元の勤務先に復職することが必要です（P.25 参照）。
- ◆ 入園した月に1日も登園がない場合、入園月の当月末日付けで退園になる可能性があります。

内定後に、家庭や就労の状況等が申込み時と異なることが判明した時は、内定を取り消すことがあります。

非内定の場合

- ◆ 利用希望月の前月最終開庁日に『保育利用保留通知書』を送付します。
通知書には申込日、利用調整対象月、希望保育園等の名称、利用を保留とする理由および申込書の有効期間が記載されます。3月は利用調整を行っていないため、『保育利用保留通知書』の発行はできません。
通知書は原則として、非内定となった利用希望月の初月に限り送付します。
- ◆ 提出された申込書は、申請取下げの希望がない限り、原則として当該年度の2月入園の利用調整まで有効です。
- ◆ 申込書の有効期間内に希望保育園等に欠員が生じた場合、利用調整の対象になります。
- ◆ 申込書の有効期間内に申込み時の状況から変更があった場合、書類の提出が必要です（P.30～31 参照）。
- ◆ 申込書の有効期間が経過し再度申込書を提出する場合には、改めて申込書類一式が必要です。
なお、12・1・2月入園と4月入園の利用調整について（P.10 参照）は、申込締切日が他の月に比べ早くなっています。申込みの際はご注意ください。

内定を辞退する場合

- ◆ 下記のフォームより、速やかに『内定辞退届』をご提出ください。
- ◆ 利用している保育園等の変更（転園）申請をして内定した場合、いかなる理由があっても元の保育園等に戻ることはできません。申込み後に保育園等を変更（転園）する意思がなくなった場合は、直ちに『保育園等利用申込取下げ書』を提出してください。
- ◆ 保育園等の内定を辞退した場合、『保育利用保留通知書』を交付することはできません。
- ◆ 内定した時点で申込みは失効します。内定を辞退し改めて利用を希望する場合や、内定した園からの転園を希望する場合は、申込書類一式の再提出が必要です。
- ◆ **12月、1月および2月入園の利用調整で**
内定し、内定を辞退した場合、再度お申込みできるのは4月2次利用調整からです。

オンライン申請（内定辞退届・利用申込取下げ書）▶



1 - (4) 入園・転園・延長保育 申込日程等

令和9年4月入園の申込日程

1次受付	令和8年10月1日(木)～令和8年11月6日(金) 17時15分まで ◎ 令和8年10月25日から12月8日までに生まれた児童の申込期間は、生まれた日から令和8年12月18日(金)17時15分 ^{注1} までです。 ◎ 令和8年12月9日以降に生まれる予定の児童の仮申込期間(P.14～15参照)は、令和8年10月1日(木)から12月18日(金)17時15分 ^{注1} までです。
1次内定発表	令和9年2月12日(金) 利用調整対象者全員へ通知発送
2次受付 ^{注2}	令和8年11月9日(月)～令和9年2月19日(金) 17時15分まで
2次内定発表	令和9年3月10日(水) 内定した方へののみ通知発送

各月の申込締切日(申込締切日の17時15分までに受理したものが有効です)

1月、2月、4月1次の申込みに限り、郵送で提出された申込みは11月2日(月)までの消印が有効となります。

入園月	申込締切日		
令和8年 11月	令和8年 10月 9日(金)	令和8年 12月	令和8年 11月 2日(月)
令和9年 1月 令和9年 2月	令和8年 11月 6日(金)		
	◎1月入園の産休明け保育の申込期間 令和8年9月24日から 10月 24日までに生まれた児童は、令和8年 11月6日(金) まで 令和8年 10月 25日以降に生まれた児童は、令和8年 11月 27日(金) まで 注3		
	◎2月入園の産休明け保育の申込期間 令和8年 10月 25日以降に生まれた児童は、令和8年 12月9日(水) まで 注3		
	◎1～3月は、障害児保育の利用調整は行いません。 ◎令和8年 12月、令和9年 1月または 2月に入園した児童が転園を希望する場合は、4月 2次 利用調整から申込みできます。注4		
令和9年 3月	利用調整は行いません		
令和9年 4月	上記を参照		
令和9年5月入園以降の申込みは令和9年2月22日(月) から受け付けます			
令和9年 5月 、 令和9年 11月	令和9年5月入園以降の締切日は、入園希望月の前月5日頃をめどに調整中です。 令和9年2月22日に区ホームページに公表いたしますので、ご確認ください。▶		
			



注1 締切日が令和8年12月18日(金)となるのは、お生まれ(出産予定日)が令和8年10月25日(日)以降の児童の申込みのみです。きょうだいを同時に申し込む場合、児童ごとに締切日が異なる場合がありますのでご注意ください。

注2 4月1次利用調整後、欠員があった場合に2次利用調整を行います。2次利用調整後も、内定辞退等により欠員が生じた場合、追加利用調整を行うことがあります。

注3 きょうだいを同時に申し込む場合、児童ごとに締切日が異なる場合がありますのでご注意ください。

注4 事前に4月入園申込みをしていた場合でも、12月・1月・2月入園内定した時点で申込書が失効となるため、4月利用調整の対象にはなりません。

○ 2月入園の利用調整後(1月下旬頃)、5歳児クラスに限り、2月または3月入園の申込みを受け付ける場合があります。ご希望の方は、保育課入園相談係へご相談ください。

不足書類提出の締切日（締切日の 17 時 15 分までに受理したものが有効です）

1月、2月、4月1次入園申込みにおいては、申込締切日とは別に不足書類提出の締切日を設けています。

入園月	不足書類の締切日	申込締切日 注
令和9年 1月	令和8年 11月27日(金)	令和8年 11月 6日(金)
令和9年 2月	令和8年 12月 4日(金)	
令和9年 4月1次		

注 希望園変更、きょうだい組合せ変更、不承諾希望から入園希望への変更の締切日は、11月6日（金）です。

- 申込締切日以降に発生した変更に基づく書類は対象ではありません。
- 不足書類の提出は各締切日必着です。不備等があり締切日に間に合わない場合や締切日翌日以降に届いた場合は、次の利用調整から反映になります。お早めにご提出ください。

令和9年度クラス年齢表

令和9年4月1日現在の年齢でクラスが決まります。年度途中で誕生日を迎えてもクラスは変わりません。

保育園等の0歳児クラスは、入園時点での月齢（日齢）で区分します。

（例）令和8年12月23日生まれの場合、令和9年4月入園では産休明け児ですが、翌5月入園では100日以上児になります。

クラス	生年月日	クラス	生年月日
0歳児	0歳児早見表（下記）参照	3歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日 （2023. 4. 2～2024. 4. 1）
1歳児	令和7年4月2日～令和8年4月1日 （2025. 4. 2～2026. 4. 1）	4歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日 （2022. 4. 2～2023. 4. 1）
2歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日 （2024. 4. 2～2025. 4. 1）	5歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日 （2021. 4. 2～2022. 4. 1）

0歳児早見表（生年月日）				
入園月	産休明け児 （生まれた日を含めて 58日以上）	100日以上児 （生まれた日を含めて 101日以上）	6か月以上児	8か月以上児
R8.11	R8.07.25 ～ R8.09.05	R8.03.03 ～ R8.07.24	R7.04.02 ～ R8.05.02	R7.04.02 ～ R8.03.02
R8.12	R8.08.24 ～ R8.10.05	R8.04.03 ～ R8.08.23	R7.04.02 ～ R8.06.02	R7.04.02 ～ R8.04.02
R9. 1	R8.09.24 ～ R8.11.05	R8.05.03 ～ R8.09.23	R7.04.02 ～ R8.07.02	R7.04.02 ～ R8.05.02
R9. 2	R8.10.25 ～ R8.12.06	R8.06.03 ～ R8.10.24	R7.04.02 ～ R8.08.02	R7.04.02 ～ R8.06.02
R9. 3	3月の利用調整は行いません			
R9. 4	R8.12.23 ～ R9.02.03	R8.08.03 ～ R8.12.22	R8.04.02 ～ R8.10.02	R8.04.02 ～ R8.08.02
R9. 5	R9.01.22 ～ R9.03.05	R8.09.03 ～ R9.01.21	R8.04.02 ～ R8.11.02	R8.04.02 ～ R8.09.02
R9. 6	R9.02.22 ～ R9.04.05	R8.10.03 ～ R9.02.21	R8.04.02 ～ R8.12.02	R8.04.02 ～ R8.10.02
R9. 7	R9.03.24 ～ R9.05.05	R8.11.03 ～ R9.03.23	R8.04.02 ～ R9.01.02	R8.04.02 ～ R8.11.02
R9. 8	R9.04.24 ～ R9.06.05	R8.12.03 ～ R9.04.23	R8.04.02 ～ R9.02.02	R8.04.02 ～ R8.12.02
R9. 9	R9.05.25 ～ R9.07.06	R9.01.03 ～ R9.05.24	R8.04.02 ～ R9.03.02	R8.04.02 ～ R9.01.02
R9.10	R9.06.24 ～ R9.08.05	R9.02.03 ～ R9.06.23	R8.04.02 ～ R9.04.02	R8.04.02 ～ R9.02.02
R9.11	R9.07.25 ～ R9.09.05	R9.03.03 ～ R9.07.24	R8.04.02 ～ R9.05.02	R8.04.02 ～ R9.03.02
R9.12	R9.08.24 ～ R9.10.05	R9.04.03 ～ R9.08.23	R8.04.02 ～ R9.06.02	R8.04.02 ～ R9.04.02

注 区立保育園の保育時間は、8か月目の前日までは、8時30分から17時00分の間の8時間を限度としています。一部の私立保育園でも、1歳の誕生日前日までは、8時30分から17時00分の間の8時間を限度としています。詳細は、別冊「保育園等一覧」でご確認ください。

1 - (5) 申込みの有効期間について

① 有効期間の考え方

申込書の有効期間は「利用希望月と同一年度内の利用調整まで（利用希望月と同一年度の2月入園の利用調整まで）」です。申込書の有効期間中は、申請取下げの希望がない限り、自動的に毎月利用調整の対象となります。内定した時点で申込みは失効します。

利用希望月		有効期間
令和 8年4月入園～ 令和 9年2月入園		令和 9年2月入園まで 注
令和 9年4月入園～ 令和 10年2月入園		令和 10年2月入園まで 注

注 3月は利用調整を行っておりません。

② 4月入園の申込みにあたっての注意点

提出された申込書の有効期間は、当該年度の2月入園の利用調整までです。翌年度4月以降の入園を希望する場合は、改めて4月以降の入園申請が必要です。



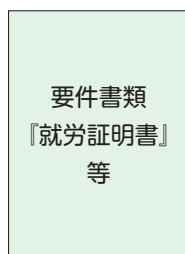
令和8年10月1日以降に令和8年11月～令和9年2月入園の申込みをしていた場合でも、令和9年4月入園の1次利用調整にはかかりません。別途、令和9年4月1次申込み用として申込書①のみの提出が令和8年11月6日までに必要です。

オンライン申請であれば同時に申請することが可能ですのでご利用ください。

<令和8年11月入園> 10月5日に提出

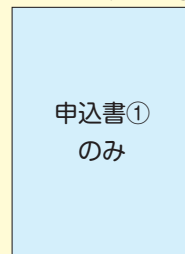


+



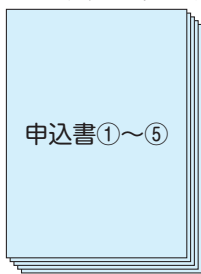
+

<令和9年4月1次入園>
11月6日までに申込書①を提出

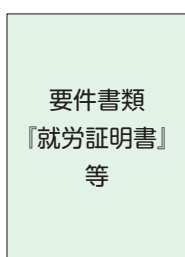


令和8年9月30日までに令和8年11月～令和9年2月入園の申込みをしていた場合は、令和9年4月1次申込み用として、申込書①～④と要件書類等の書類一式の提出が必要です。

<令和8年10月入園（すでに提出済）>

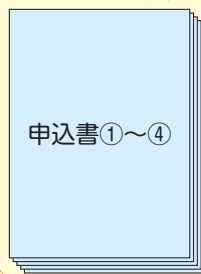


+

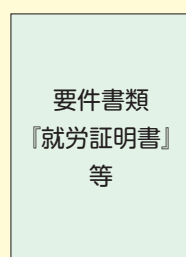


+

<令和9年4月1次入園>



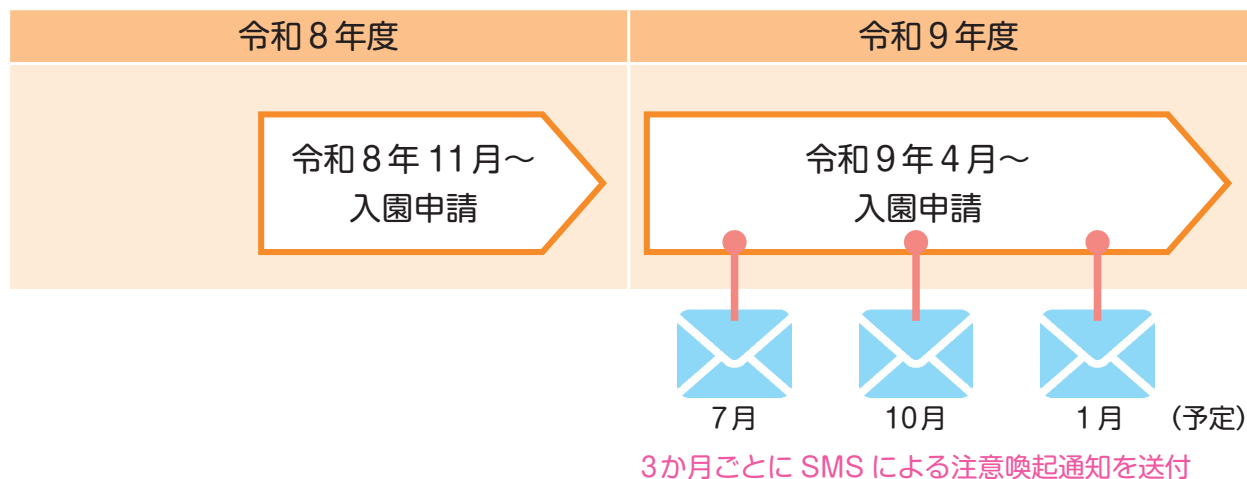
+



③ 有効期間中の内容変更手続きについて

- 家庭や就労の状況、児童の状況等が申込み時と変わった場合は、**忘れずに変更届の手続きを行ってください** (P.30～31 参照)
- 入園や転園の必要がなくなった場合は、**忘れずに申込みの取下げの手続きを行ってください** (P.30～31 参照)
- 有効期間中、申請書に記載の電話番号へ、変更届や取下げ手続きに関する注意喚起の SMS (ショートメッセージ サービス) を 3 か月ごと (7 月・10 月・1 月予定) にお送りします。
配信時の送信元電話番号は (+ 81 3 3993 1111) です。

例：令和 8 年 11 月入園および令和 9 年 4 月入園を申し込んだ場合



1 — (6) 産休明け児（0歳児クラス）出生前仮申込みについて

出生前仮申込みについて

- 出生前の仮申込みは、4月入園の1次利用調整の申込みに限っての制度です。4月2次、5月～翌年2月入園の申込みは、出生後の通常の申込みとなります。
- 産休明け保育は、入園月1日時点で生まれた日を含めて58日目からの児童が対象です（令和9年4月入園の場合、令和8年12月23日～令和9年2月3日生まれの児童が対象です）。

仮申込みに必要な書類

- ・ 『教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書』①、②、④、⑤注
（出生予定児童以外のきょうだいも申し込む場合は、該当する児童の③児童の状況 No.1・No.2が必要です）
 - ・ 保育を必要とする状況を証明するための書類（『就労証明書』等 P.17 参照）
 - ・ 母子健康手帳の分娩予定日（出産予定日）記載ページのコピー
 - ・ 『出生前仮申込みに関する同意書』（区ホームページからダウンロードまたは保育課窓口で配布しています。）
 - ・ その他、世帯の状況に応じて必要な書類（P.18～19 参照）
- 注 申込書⑤「マイナンバー記入用紙」については、申込児童の出生後、マイナンバーが分かり次第ご提出ください。マイナンバーを「ぴったりサービス」（令和8年10月27日以降は「マイナポータル」）からご提出いただく場合も同様に、出生後のご提出で構いません。

出生前仮申込みの締切日

【締切日】令和8年12月18日（金）17時15分 必着

	出生前の仮申込み	出生後の申込み（通常の申込み）
出産予定日が 12月8日まで 注1	出生前の仮申込みはできません。	○ 10月24日までに生まれた児童の申込締切日は 11月6日（金）17時15分 必着 ○ 10月25日～12月8日生まれの児童の申込締切日は 12月18日（金）17時15分 必着 注3
出産予定日が 12月9日以降 注2	出生前の仮申込みが必要です。	○ 12月18日までに生まれた場合には通常の申込みでも 受け付けできます。 申込締切日は 12月18日（金）17時15分 必着 注3

注1 当初の出産予定日が12月8日までであり、実際の出産が12月9日以降になる場合（見込みを含む）は、保育課入園相談係へご相談ください。

注2 出産予定日が令和9年2月4日以降であっても、2月3日までに生まれた場合は、4月入園の利用調整の対象となります。4月から保育園等の利用を希望するときは、上記の申込締切日までに必ず仮申込みをしてください。

注3 締切日が令和8年12月18日（金）となるのは、お生まれ（出産予定日）が令和8年10月25日（日）以降の児童の申込みのみです。きょうだいを同時に申し込む場合、児童ごとに締切日が異なる場合がありますのでご注意ください。

出生前の仮申込みが有効となる場合(①、②ともにあてはまる必要があります)

- ① 令和9年2月3日(水)までに出生していること。
 - ② 令和8年12月18日(金)17時15分までに仮申込みをしてあり、令和9年2月4日(木)17時15分までに本申込みをしていること。
- 注 上記以外の場合は、仮申込みをしていても、4月の利用調整の対象にはなりません。
- 注 きょうだいで申込みの場合、きょうだいの組合せは出生前仮申込みをした児童が2月3日(水)までに出生すると仮定して利用調整を行います。組合せの変更はできません。

出生前の仮申込みをした場合、必ず本申込みが必要になります。

本申込みについて

【締切日】令和9年2月4日(木)17時15分 必着

出生後速やかに本申込みを行ってください。

- ★ 出生後に本申込みがない場合、仮申込みは無効になりますので、ご注意ください。
本申込みを希望しない場合は、必ず令和9年2月4日(木)までに保育課入園相談係へご連絡ください。
- 仮申込みをした児童に配慮が必要であると診断された場合は、事前保育で児童の状況が確認できないため、4月入園ができません。5月から再度申込みが必要になります。必要書類等について P.40～41 をご確認ください。
- 令和9年2月4日(木)までに本申込書等の提出がない場合、仮申込みは無効となります。令和9年4月2次以降の利用調整を希望する場合は、申込書類一式の提出が必要です。
- 保育課入園相談係から出生の確認等はい行いませんので、ご注意ください。

本申込みに必要な書類

- ・ 本申込み用『出生後保育園等利用申込書』
- ・ 『教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書』③

本申込みに必要な書類は、保育課窓口にてお申込みの場合はその場でお渡しし、その他の方法でお申込みの場合は郵送いたします。

